

令和7年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金

【Q & A】

Q 1. 複数の医療機器を購入して良いか。

A. 可能です。申請はまとめて一回にしてください。

Q 2. いつまでに申請をしたら良いか。

A. 年度内（R8.3月末まで）に事業を完了し、実績報告書を提出いただく必要があるため、R8.1月末までには申請書をご提出ください。
ただし、予算の上限に達し次第受付を終了します。

Q 3. 既に購入済のものは対象か。

A. 交付決定前に購入したものは対象外です。
交付が決定した後に購入した物品のみ対象です。

Q 4. 過去に高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金を使ったことがあるが、令和7年度も申請して良いか。

A. 申請できます。

Q 5. 見積書は必要か。

A. 1つの製品の購入価格が30万円を超える場合は、2社以上から見積もりを取り、安価な方の額で申請してください。なお、申請書類は全て税込み価格で記載してください。

Q 6. 要綱の別表第1に記載のない機器は対象にならないか。

A. 在宅医療に必要と考えられる機器であれば、「⑱在宅身体機能関連機器」として、対象になる可能性があります。申請前にご相談ください。

Q 7. 納税証明書はどこで発行されるか。

A. 県税事務所で発行されますので、下記にお問い合わせください。

県税事務所	所在地	電話番号
安芸県税事務所	安芸市矢ノ丸 1－4－36(安芸総合庁舎)	0887-34-1161
中央東県税事務所	高知市大津乙 1820－1	088-866-8500
中央西県税事務所	高知市丸ノ内 1－7－52（高知県庁西庁舎）	088-821-4651
須崎県税事務所	須崎市西古市町 1－24（須崎総合庁舎）	0889-42-2366
幡多県税事務所	四万十市中村山手通 19（幡多総合庁舎）	0880-35-5972

Q 8. 県税完納情報の提供に係る同意書（※ 1）及び本人確認書類の写し（※ 2）は何を提出したらよいか。

A. ※ 1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要項」における第 4 号様式。
（別紙）をご提出ください。

※ 2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等をご提出ください。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

Q 9. 申請書の様式や記載例はあるか。

A. 高知県在宅療養推進課のホームページに掲載しています。

県ホームページのトップページ→「在宅医療提供体制整備事業費補助金」で検索

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022100500042/>

(第4号様式)

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日(個人の場合)	

私は、下記のことと同意します。

記

- (1) 令和7年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金交付審査のため、全ての県税(個人県民税および地方消費税を除く。)及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から在宅療養推進課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1)の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、在宅療養推進課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。